

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 東京製鐵株式会社

【英訳名】 TOKYO STEEL MANUFACTURING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西本 利一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル

【電話番号】 03(3501)7721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 奈良 暢明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル

【電話番号】 03(3501)7721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 奈良 暢明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第101回定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金4円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)として、西本利一、今村清志、足立俊雄、川本博己、奈良暢明、小松崎裕司、國米博之及び兒島和仁を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、阪部英二、松村龍彦及び野元三夏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、中江秀雄を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、月額1,600万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、月額200万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,148,926	47,187	3,091	(注) 1	可決(95.58)
第2号議案	1,167,615	28,496	3,091	(注) 2	可決(97.13)
第3号議案				(注) 3	
西本利一	1,142,034	54,075	3,091		可決(95.00)
今村清志	1,164,539	31,571	3,091		可決(96.88)
足立俊雄	1,164,550	31,560	3,091		可決(96.88)
川本博己	1,164,547	31,563	3,091		可決(96.88)
奈良暢明	1,164,542	31,568	3,091		可決(96.88)
小松崎裕司	1,165,437	30,673	3,091		可決(96.95)
國米博之	1,173,833	22,277	3,091		可決(97.65)
兒島和仁	1,167,480	28,629	3,091		可決(97.12)
第4号議案				(注) 4	
阪部英二	1,183,614	12,495	3,091		可決(98.46)
松村龍彦	1,183,460	12,649	3,091		可決(98.45)
野元三夏	929,709	266,400	3,091		可決(77.34)
第5号議案	1,189,195	6,916	3,091	(注) 5	可決(98.93)
第6号議案	1,187,472	8,639	3,091	(注) 6	可決(98.78)
第7号議案	1,194,857	1,254	3,091	(注) 7	可決(99.40)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
5. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
6. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
7. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していない。